

菊川市地域産業立地事業費補助金交付要綱

平成17年1月17日告示第109号
改正

平成17年11月1日告示第293号
平成20年3月10日告示第9号
平成21年3月11日告示第28号
平成29年9月28日告示第175号
令和元年10月23日告示第202号
令和3年12月28日告示第235号
令和4年3月31日告示第57号

菊川市地域産業立地事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域産業の高度化及び経済の活性化に寄与するため、地域産業立地事業を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地域産業立地事業」とは、民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）が菊川市内で工場等を設置する事業をいう。

2 この要綱において「工場等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 産業に関する分類の名称及び分類表（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の大分類に掲げる分類符号Eの製造業の用に供する施設
- (2) 産業分類の中分類に掲げる分類符号44の道路貨物運送業、分類符号47の倉庫業若しくは小分類に掲げる分類符号484のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又は第1号に規定する製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって市長が別に定めるものを除く施設（流通加工等を行うものに限る。）（以下これらを「物流施設」という。）
- (3) 産業分類の小分類に掲げる分類符号711の自然科学研究所、分類符号391のソフトウェア業又は第1号に規定する製造業の分野に係る開発又は研究を行う施設（以下「研究所」という。）
- (4) 産業分類の小分類に掲げる分類符号11の耕種農業に係る施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調整し、及び管理してこれを栽培することをいう。以下同じ。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調整及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設

- 3 この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の設置をいう。ただし、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設（地域経済の活性化に資する工場等の新設又は増設であって別に行う審査を経て市長が特に認めたものを除く。）を除く。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 工場等を新築し、又は機械設備を購入し、業務を開始すること。
 - イ 企業等が、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成17年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。））と共同して工場等を新築し、又は機械設備を購入し、業務を開始すること。
 - (2) 当該事業に係る工場等の建物の新築又は機械設備の購入をした企業等（前号イに該当する場合にあっては、そのうちいずれか1以上の企業等）が、用地に係る権原の取得（以下「用地の取得」という。）をすること。
 - (3) 造成済の用地を取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）した場合にあっては取得後3年以内に、未造成の用地を取得した場合にあっては取得後5年以内に業務を開始すること。ただし、市長が別に定める場合はこの限りではない。
 - (4) 取得する用地の面積が1,000平方メートル以上であること（研究所を除く。）。
 - (5) 当該事業に係る事業所の特定企業等（当該企業並びにその子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の県内に住所を有する従業員数（パートタイマーにあっては、2分の1換算とする。以下同じ。）が業務を開始する時に10人以上であること（研究所を除く。）。
 - (6) 既に県内に事業所がある特定企業等については、当該特定企業等の県内における全従業員の増加人数が、業務を開始する時に1人以上であること。
 - (7) 研究所については、研究員の人数が業務を開始するときに5人以上であること。
 - (8) 研究所については、専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。
 - (9) 物流施設については、別表第1に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を新たに有すること。
- 4 この要綱において「研究員」とは、専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第3項又は第4項に規定する博士の学位を有する者
 - (2) 学校教育法第104条第3項に規定する修士の学位又は文部科学大臣の定める学位を有する者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が1年以上のもの
 - (3) 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位又は同条第2項の文部科学大臣の定める学位のうち専門職大学を卒業した者に授与する学位を有す

る者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が3年以上のもの

(4) 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学、同条第4項の専門職短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第83条の2第1項の専門職大学の前期課程若しくは同法第124条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が5年以上のもの

(5) 学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業した者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が7年以上のもの

5 この要綱において「成長分野業種」とは、第2項第1号の製造業のうち、別表第2の左欄に掲げる業種をいう。

(補助の対象及び補助率(額))

第3条 補助の対象及び補助率(額)は、次に掲げるとおりとする。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費は除く。

補助の対象	補助率(額)	交付限度額
1 地域産業立地事業に要する経費のうち土地の取得に要する経費(成長分野事業に限る。)	土地取得費の10分の3以内	(1) 成長分野事業の場合にあつては、1及び3の合計額とし、3億円を交付限度額とする。
2 地域産業立地事業に要する経費のうち土地の取得に要する経費(成長分野事業を除く。)	土地取得費の5分の1以内	(2) 成長分野事業以外の事業にあつては、2及び3の合計額とし、2億円を交付限度額とする。
3 地域産業立地事業に要する経費のうち従業員等の新規雇用に要する経費	(1) 別に定める方法で算出した従業員数に100万円を乗じて得た額の範囲内(業務開始日において本市の住民基本台帳に記録されている場合に限る。)	
	(2) 別に定める方法で算出した従業員数に50万円を乗じて得た額の範囲内(業務開始日において本市以	

	外の市町の住民基本台帳に記録されている場合に限る。）
--	----------------------------

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、業務を開始する日又は業務を開始する日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、地域産業立地事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 企業等概要調書（様式第2号）
- (2) 工場等の設置に係る事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を補助金交付決定通知書（様式第4号—2）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 第2条第3項第4号に規定する業務を開始する時の従業員の数及び同項第6号に規定する業務を開始する時の研究員の人数並びに同項第5号に規定する業務を開始する時に増加した従業員の数を、補助金の交付を受けた年度終了後3年間維持しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(変更承認)

第7条 企業等は、前条第1号ア及びイの変更をしようとするときは、地域産業立地事業計画変更承認書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書(様式第3号)

(2) 変更収支予算書(様式第4号)

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、業務を開始した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工場等の設置に係る事業実施書(様式第3号)

(2) 収支決算書(様式第4号)

(3) 補助対象従業員名簿(様式第7号)

(4) 研究員名簿(様式第8号)(研究所の場合に限る。)

(5) 土地登記事項証明書の写し

(6) 土地売買等契約書又は土地賃貸借契約書の写し

(7) 雇用保険被保険者台帳又は被保険者証の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定して、補助金交付確定通知書(様式第8号-2)により補助事業者に通知するものとする。

(請求の手續)

第10条 企業等は、補助金交付確定通知書を受領したときは、受領した日から起算して10日を経過した日までに、請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の小笠町企業立地促進対策事業費

補助金交付要綱（小笠町要綱）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年11月1日告示第293号）

この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成20年3月10日告示第9号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月11日告示第28号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月28日告示第175号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に用地を取得した工場等に係る補助金の対象となる地域は、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月23日告示第202号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に用地を取得した工場等に係る補助金の対象となる施設は、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月28日告示第235号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第57号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の菊川市地域産業立地事業費補助金交付要綱第3条の規定は、施工の日以後に用地を取得した工場等について適用し、施行の日前に用地を取得した工場等については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

種類	設備
① 物資の仕分及び搬送の自動化等荷捌きの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。） 2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。） 3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。）

	<p>4 垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。）</p> <p>5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。）</p> <p>6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）</p> <p>7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）</p>
② 物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
③ 流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

別表第2（第2条関係）

業種	対象施設
<p>1 製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。）</p> <p>(1) 食料品製造業</p> <p>(2) 清涼飲料製造業</p> <p>(3) 酒類製造業</p> <p>(4) 茶・コーヒー製造業</p> <p>(5) 医薬品製造業</p> <p>(6) 医療用機械器具・医療用品製造業</p> <p>(7) X線装置製造業</p> <p>(8) 医療用電子応用装置製造業</p> <p>(9) 医療用計測機器製造業</p>	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）
<p>2 製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。）</p> <p>(1) 化学繊維製造業</p> <p>(2) 炭素繊維製造業</p> <p>(3) 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業及び医薬品製造業を除く。）</p> <p>(4) プラスチック製品製造業</p> <p>(5) ゴム製品製造業（医療、衛生用ゴム製品製造業を除く。）</p>	<p>工場（主として左欄に掲げる事業の用に供する工場であって、次に掲げる要件に該当すると市長が認めるものをいう。）</p> <p>1 静岡新産業集積クラスター（ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ及びフォトンバレー）のプロジェクトに参画し、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場</p>

<p>(6) 窯業・土石製品製造業 (7) 鉄鋼業 (8) 非鉄金属製造業 (9) 金属製品製造業 (10) 汎用機械器具製造業 (11) 生産用機械器具製造業 (12) 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業及び武器製造業を除く。） (13) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (14) 電気機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。） (15) その他の製造業 3 製造業（2に掲げる業種に係るものを除き、ナノセルロースを製造するもの及びナノセルロースを原料又は材料とするものに限る。） 4 耕種農業</p>	<p>2 医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術（新エネルギー、次世代輸送機器）等に関連する製品を製造する工場 3 上記1及び2に掲げるもののほか、自然素材を活用した医薬部外品等健康関連の製品を製造する工場</p>
---	--

備考

- 1 区分の欄に掲げる業種区分は、産業に関する分類の名称及び分類表に定める日本標準産業分類に掲げる業種をいう。
- 2 この表において「主として」とは、当該工場で複数の製品を生産している場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。
 - (1) 当該製品の生産量又は生産金額が、当該工場で生産される製品全体の生産量又は生産金額の50%を超える割合を占めていること。
 - (2) 当該製品に係る生産施設の床面積が当該工場における生産施設の延床面積の50%を超える割合を占めていること。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
地域産業立地事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

所在地
名称
代表者 ④
電話番号 ()

年度において、地域産業立地事業を行う企業等に対する補助事業を実施したので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業の目的
 - (1) 交付対象者
 - (2) 対象事業内容
 - (3) 補助金等交付額 円

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

企 業 等 概 要 調 書

1 企業等の名称

2 代 表 者

3 企業等の沿革

4 資本（資金）金

5 従業員数（うち障害者数）

6 業 種

主要製品

主要取引先

7 本社所在地

電話番号（ ）

8 工場等所在地

9 最近3期の業績

貸借対照表（百万円）

	年月	年月	年月		年月	年月	年月
流動資産				流動負債			
固定資産				固定負債			
土地建物				社債等			
設備資産				長期借入金			
建物仮勘定				引当金等			
無形資産				資本金			
投資等				法定準備金			
				剰余金			

損益計算書（百万円）

	年月	年月	年月
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
内研究開発費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
税引後当期利益			

財務指標

	年月	年月	年月
流動比率			
固定比率			
自己資本比率			
売上高営業利益率			
売上高経常利益率			
有利子負債率			

10 施設の状況

		本 社					
土 地		m ²					
建 物	工 場						
	研究所 事務所 その他 計						

様式第3号（第4条、第7条、第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
工場等の設置に係る事業計画書（変更事業計画書、事業実施書）

1 工場等の名称

2 設置場所

3 計画概要

4 設置（予定）日

用地取得日	年 月 日
着工（予定）日	年 月 日
完成（予定）日	年 月 日
業務開始（予定）日	年 月 日

5 従業員雇用計画（実績）

	県内全事業所		当該事業所		
	正従業員	パート	正従業員		パート
			県内採用	県外からの 転入者	
前1年間の平均					
業務開始（予定）日の属する月末					
用地取得日以降に雇用した者					

（注）

- 1 雇用保険法の一般被保険者であって、県内居住者の人数を記入すること。
- 2 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の人数の平均を記入すること。

6 投資計画（実績）

		金 額	
土 地		m ²	円
建 物	生産部門	m ²	/
	研究開発部門	m ²	
	事務管理部門	m ²	
	倉庫等	m ²	
	その他	m ²	
	計	m ²	
そ の 他	(機械設備等)		
	(その他)		
	計		円
合 計			円

7 資金調達計画（実績）

		金 額	摘 要
自 己 資 金		円	
借 入 金		円	
	計	円	
補 助 金 等		円	
合 計		円	

8 工場等の設置により当該市に及ぼす社会的波及効果

様式第4号（第4条、第7条、第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		算 出 基 礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第 4 号-2 (第 5 条関係)

地域産業立地事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 圖

年 月 日付けで申請があった地域産業立地事業費補助金について、次のとおり決定します。

1 決定の内容

金額 円

2 交付の条件

菊川市地域産業立地事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第5号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

地域産業立地事業計画変更承認書

第 号
年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

所在地
名称
代表者 ⑩
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた、地域産業立地事業を行う企業等に対する補助事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

所在地
名 称
代表者 ⑩
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた、地域産業立地事業を行う企業等に対する補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助対象従業員名簿

	氏名	性別	住 所	職務の内容	特記事項
	生年月日	雇入年月日	正従業員・パートの別		
1	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
2	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
3	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
4	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
5	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
6	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
7	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
8	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
9	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
10	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
11	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
12	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
13	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
14	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		
15	・ ・	男・女 ・ ・	1 正従業員 2 パート		

（注）「職務の内容」欄には、事務員、販売員、技術員（研究員）、工員等の別を記載すること。

様式第8号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

研 究 員 名 簿

	氏 名	性 別	住 所	従事する業務の 内容	経験 年数
	生年月日	雇入年月日	最 終 学 歴		
1	----- . .	----- . .	-----		
2	----- . .	----- . .	-----		
3	----- . .	----- . .	-----		
4	----- . .	----- . .	-----		
5	----- . .	----- . .	-----		
6	----- . .	----- . .	-----		
7	----- . .	----- . .	-----		

(注) 「従事する業務の内容」欄には、具体的な研究内容等を記載すること。

様式第 8 号-2 (第 9 条関係)

地域産業立地事業費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 圖

年 月 日付けで実績報告書の提出があった地域産業立地事業費補助金について、
次のとおり確定します。

交付確定金額 円

(交付決定金額 円)

様式第9号（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた地域産業立地事業を行う企業等に対する補助事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 へ

所在地
名称
代表者 ④
電話番号 ()

口座振替先金融機関名
口座種別
No.